

工事整備対象設備等着工届出書

1 内 容

消防設備士は政令第36条の2に定める消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事に着手しようとするときに使用します。

【根拠条文 法第17条の14】

2 手続き

- (1) 2部作成し、工事を行う10日前までに予防課(新城市消防防災センター2階)に提出します。
- (2) 記載事項及び設計に関する図書が法令に適合しているか審査されます。

【関係条文 政令第36条の2、規則第33条の18】

3 記入上の注意

- ◆ 届出者
消防設備士の個人名とします。
- ◆ 工事を行う防火対象物の名称
仮称の場合は(仮称)と記入します。

4 添付資料等

設備種別ごとに必要図書を添付します。

- (1) 消火設備
平面図、配管系統図、配線系統図、計算書
- (2) 警報設備
平面図、配線図
- (3) 避難設備
平面図、計算書
- (4) 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
 - ア パッケージ型消火設備
平面図、配線系統図
 - イ パッケージ型自動消火設備
平面図、放出導管系統図、配線系統図

法 →消防法(昭和23年法律第186号)

政令→消防法施行令(昭和36年政令第37号)

規則→消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)

条例→新城市火災予防条例(平成17年条例第236号)

施行規則→新城市火災予防条例施行規則(平成17年規則第177号)